

第3回資源管理方針に関する検討会の 指摘事項について

資源管理方針に関する検討会(第4回)
～マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ対馬暖流系群～

令和7年1月30日(木)

水産庁

目 次

1. 第3回資源管理方針に関する検討会で整理された指摘事項
2. 指摘事項に関する対応の方向
 - (1) 周辺国等との連携・協力
 - (2) TACの配分基準
 - (3) 漁獲量の速報値の把握・共有
 - (4) 資源管理方針の内容について毎年レビューを行う会合
3. その他(検討会と並行して対応していくもの)
 - (1) 管理年度途中の漁獲可能量の調整(令和6管理年度の暫定的な措置)
 - (2) 流通、加工、養殖業者等との資源管理に関する意見交換の設定

1. 第3回資源管理方針に関する検討会で整理された指摘事項

(1) 周辺国等との連携・協力

同じ資源を利用する周辺国等との連携・協力について、これまでの取組と今後の対応を説明すべき。

(2) TACの配分基準

- 現行の配分基準(過去3年間の年ごとの漁獲実績シェアの平均値。3年ごとに更新。)に加え、
 - 毎年配分基準を更新する場合
 - 過去5年／7年／10年間の漁獲実績を用いた場合
- についても試算し、メリット・デメリットを示してほしい。

(3) 漁獲量の速報値の把握・共有

融通や留保からの配分等によるTACの有効利用のために、漁獲量の速報値を把握し、共有する仕組みを示してほしい。

(4) 資源管理方針の内容について毎年レビューを行う会合

おおむね5年ごとに開催される資源管理方針に関する検討会に加え、毎年、現行の管理の内容等についてレビューを行う会合を設けてほしい。

2. 指摘事項に関する対応の方向

(1) 周辺国等との連携・協力

同じ資源を利用する周辺国等との連携・協力について、これまでの取組と今後の対応を説明すべき。

【韓国】

- 韓国とは、暫定水域の一部において韓国側の漁場の占拠の問題等が課題となっており、相互入漁等を議論する日韓漁業共同委員会は2016年以降、中断している状況。
- そのような中でも、両国が共通して利用する水産資源について、資源評価に必要なデータの共有等がなされるよう必要な働きかけを行ってきたところであり、今後も働きかけを行っていく。

【中国】

- 中国とは、日本海における中国漁船の違法操業問題が課題となっており、相互入漁等を議論する日中漁業共同委員会は2017年以降、中断している状況。
- 他方、水産資源管理に係る連携・協力の重要性については双方の共通認識であり意思疎通を図っているところ、引き続き連携・協力に努める。最近では、研究者同士の交流も実施。

2. 指摘事項に関する対応の方向

(2) TAC配分の基準

現行の配分基準（過去3年間の年ごとの漁獲実績シェアの平均値。3年ごとに更新。）に加え、毎年配分基準を更新する場合、過去5年／7年／10年間の漁獲実績を用いた場合についても試算し、メリット・デメリットを示してほしい。

【試算の手順】

(1) TACは22万トン、留保は20%と仮定し、下記(2)の各パターンで算出されたシェアをもとに、配分量を試算

(2) 令和7管理年度の配分基準について、以下のパターンを設定。

- ① 現行の配分基準（令和2～4年の年ごとの漁獲実績シェアの平均値）
- ② 基準年を1年分直近にスライド（令和3～5年の年ごとの漁獲実績シェアの平均値）
- ③ 直近5年間の漁獲実績（令和1～5年の年ごとの漁獲実績シェアの平均値）
- ④ 直近7年間の漁獲実績（平成29～令和5年の年ごとの漁獲実績シェアの平均値）
- ⑤ 直近10年間の漁獲実績（平成26～令和5年の年ごとの漁獲実績シェアの平均値）

（※留意点）

- ・ 漁獲実績データは、数量明示及び現行水準区分についてはTAC実績を使用。その他は農林水産統計を使用。
- ・ 今回はあくまで試算であり、実際のTACの配分に当たっては、改めて精査が必要。
- ・ 現行水準県の日安数量は公表していないことから、今回試算結果も資料には示さない。

2. 指摘事項に関する対応の方向

(2)TAC配分の基準

単位:トン

管理区分	①	②	③	④	⑤
	現行の配分基準 (3年間) (R2～R4)	基準年1年分 スライド (3年間) (R3～R5)	直近5年間 実績 (R1～R5)	直近7年間 実績 (H29～R5)	直近10年間 実績 (H26～R5)
大中型まき網漁業	92,700	95,400	96,200	95,800	97,900
石川県	7,400	7,800	6,900	6,000	5,400
島根県	16,000	18,200	16,700	19,300	20,700
山口県	2,400	2,800	2,300	2,200	2,100
長崎県	35,600	33,900	32,800	32,200	29,700
鹿児島県	14,800	9,000	14,100	14,900	14,600

- ✓ ①と②を比較すると、基準年を1年間スライドするだけで、配分量が大きく変わる管理区分がある
- 直近の漁獲実績を反映する一方で、毎年の変動が大きくなる可能性

2. 指摘事項に関する対応の方向

(2) TAC配分の基準

更に実績シェアとして用いる配分への影響を確認するため、令和4～7管理年度の配分基準について、基準年を1年分直近にスライドさせる方式で、直近3年間及び直近7年間の漁獲実績シェアの平均値で設定して、配分量を試算。

単位:トン

大中型まき網漁業	R7	R6	R5	R4	最大－最小
3年間	95,400	92,700	100,000	97,200	7,300
7年間	95,800	96,000	99,800	99,000	4,000

石川県	R7	R6	R5	R4	最大－最小
3年間	7,800	7,400	5,100	5,300	2,700
7年間	6,000	5,200	4,300	4,400	1,700

島根県	R7	R6	R5	R4	最大－最小
3年間	18,200	16,000	13,800	18,400	4,600
7年間	19,300	20,900	20,100	21,800	2,500

山口県	R7	R6	R5	R4	最大－最小
3年間	2,800	2,400	1,800	1,700	1,100
7年間	2,200	2,200	2,100	1,900	300

長崎県	R7	R6	R5	R4	最大－最小
3年間	33,900	35,600	32,200	30,500	5,100
7年間	32,200	31,300	29,000	27,900	4,300

鹿児島県	R7	R6	R5	R4	最大－最小
3年間	9,000	14,800	18,500	19,400	10,400
7年間	14,900	15,700	16,600	16,900	2,000

- ✓ 直近3年間及び直近7年間の漁獲実績シェアで比較すると、期間が長い場合の方がシェアがより安定する傾向
- ✓ 直近の状況のダイレクトな反映を志向するのであれば、直近3年間の基準とすることになる。
- ✓ TACの配分基準についていずれを志向すべきかは、75%ルールや関係者合意による追加配分の仕組みが存在することも踏まえての検討が必要。

【補足】
各管理年度における漁獲実績シェア算出に使用した期間(暦年)

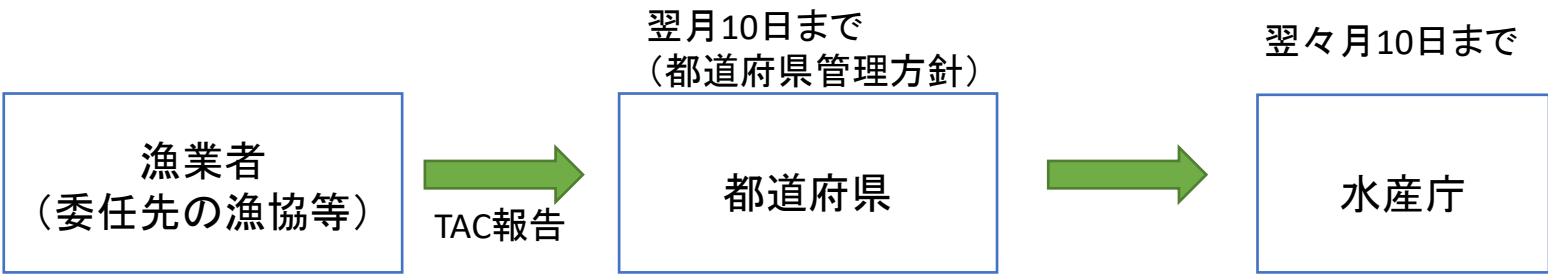
	R7	R6	R5	R4
3年間	R3～R5	R2～R4	R1～R3	H30～R2
7年間	H29～R5	H28～R4	H27～R3	H26～R2

2. 指摘事項に関する対応の方向
(3) 漁獲量速報値の把握・共有

<資源管理基本方針等に基づくTAC報告の期限>

都道府県管理区分:

- ・漁業者は陸揚げした日から、その属する月の翌月10日までに都道府県にTAC報告を行う
- ・都道府県知事は陸揚げした日から、その属する月の翌々月の10日までに国へ報告を行う



大臣管理区分: 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までに国へTAC報告を行う



2. 指摘事項に関する対応の方向

(3) 漁獲量速報値の把握・共有

融通や留保からの配分等によるTACの有効利用のために、漁獲量の速報値を把握し、共有する仕組みを示してほしい。

- 
- 本資源について、数量明示となっている大臣管理区分及び都道府県の事務局・行政担当者の間では、以前から自主的に、
 - ✓ 直近の漁獲実績(速報値)を共有し、
 - ✓ 当該データを、融通や関係者間の合意に基づく留保からの配分に活用する取組が行われてきた。
 - さらに、第3回資源管理方針に関する検討会後には、毎月、直近月の漁獲実績(速報値)を関係者間で共有する取組が行われている。
 - 現状、「現行水準」の都道府県では、国へのTAC報告に採捕時点から1か月以上要するのが通常であり、資源管理基本方針に基づくTAC報告期限を早めることは困難。
 - このため、上記の自主的な取組を継続していただくことが最善と考えており、水産庁としても、「現行水準」の都道府県を含めた全体的な漁獲の積み上がり状況の共有等、必要な協力を行っていく。

2. 指摘事項に関する対応の方向

(4) 資源管理方針の内容について毎年のレビューを行う会合

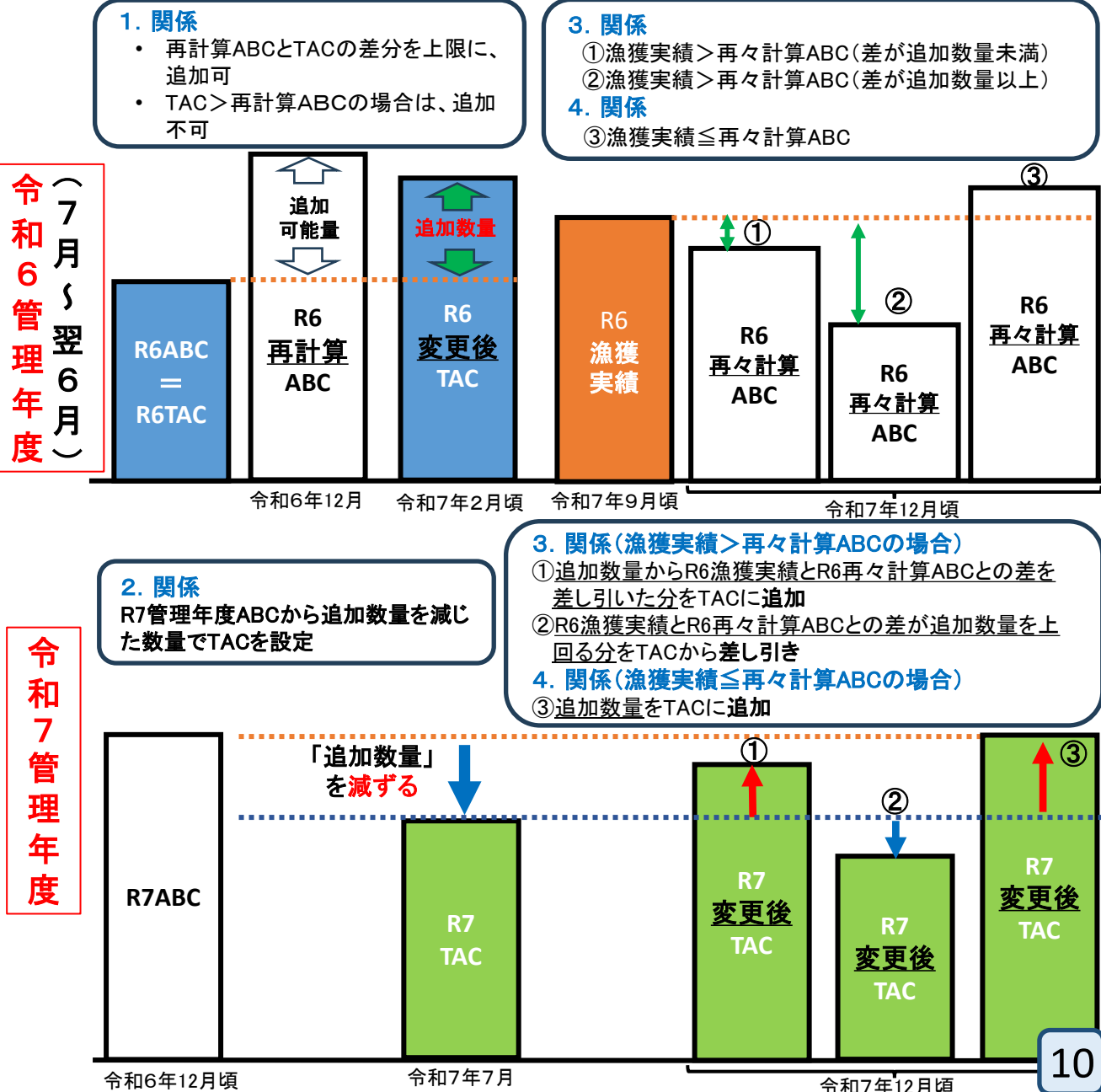
おおむね5年ごとに開催される資源管理方針に関する検討会に加え、毎年、現行の管理の内容等についてレビューを行う会合を設けてほしい。

- 
- 資源管理基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行うこととされている。
 - また、毎年のTACの設定に際し、漁業者・加工流通業者等を対象に意見交換会（TAC設定に関する意見交換会）を実施している。
 - 上記「TAC設定に関する意見交換会」を活用して、管理の内容についても意見交換を行うことは可能。例えば、本年1月に開催したブリに係る意見交換会では、ステップアップ管理における「ステップ1・2の間の検討課題」についても参加者の皆様と意見交換を実施。
 - 今後、本資源に係る意見交換会の場でも、現行の管理の内容について意見交換を行う議題を設ける方向で検討する。

暫定的な措置として、以下の方法により令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

1. 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。
2. 令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。
3. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。
4. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

(※)上記暫定ルールについては、研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報をもとに講じるもの。



3. その他(検討会と並行して対応していくもの)

(2) 流通、加工、養殖業者等への資源管理に関する意見交換の設定

1. 水産流通・加工等関係者との意見交換(鳥取県境港市)

(1) 日 付: 令和6年9月6日

(2) 出席者: 加工業者、市場関係者、流通業者、漁業者等

(3) 内 容:

- ① 改正漁業法に基づく資源管理について
- ② 対馬暖流系群浮魚類の資源状態について
- ③ 対馬系浮魚資源のTAC管理の状況について
- ④ 境港地区の陸上施設の現状について

2. マグロ養殖業者等との意見交換(長崎県長崎市)

(1) 日 付: 令和6年12月14日

(2) 出席者: 養殖業者、漁業者等

(3) 内 容:

- ① 改正漁業法に基づく資源管理について
- ② 対馬暖流系群浮魚類の資源状態について
- ③ 対馬系浮魚資源のTAC管理の状況について 等